

3・2 アジア船主協会（ASA）

ASA は 1992 年の第 1 回総会（当協会主催）開催以来、メンバー国／地域の船主協会が北から南の順で毎年議長を回り持ちしながら総会を開催するとともに、毎年の年次総会の間には 5 つの常設委員会（船員（SC）、船舶保険・法務（SILC）、航行安全・環境（SNEC）、海運政策（SPC）、シップリサイクリング（SRC））の中間会合が夫々行われている。5 つの常設委員会の構成および各委員会への当協会代表（2026 年 3 月 1 日時点）は以下の通りである。

船員（Seafarers Committee : SC）

委員長：Mr Han Chao（中国船協）

※当協会代表：明珍 幸一 副会長

事務局：中国船協

船舶保険・法務（Ship Insurance and Liability Committee : SILC）

委員長：Mr Richard Hext（香港船協）

※当協会代表：橋本 剛 副会長

事務局：香港船協

航行安全・環境（Safe Navigation and Environment Committee : SNEC）

委員長：Mr T S Teo（シンガポール船協会長）

※当協会代表：大谷 祐介 理事

事務局：シンガポール船協

海運政策（Shipping Policy Committee : SPC）

委員長：加藤 雅徳 副会長

事務局：日本船協

シップリサイクリング（Ship Recycling Committee : SRC）

委員長：Mr Hui Chen（中国船協）

※副委員長：片岡 尚 副会長

事務局：中国船協

3・2・1 ASA 総会

第 34 回 ASA 総会はアセアン船協の主催により、2024 年 5 月 28 日にインドネシア・ジャカルタで開催され、当協会から土屋恵嗣副会長らが出席した他、韓国、中国、香港、ASEAN、

クック諸島からも各船協代表が出席した。総会では、前年度決算・当該年度予算や次期正副会長等、ASA の組織に関する事項が審議・了承された他、各委員会の委員長が活動報を行った。

本総会に併せて開催された”2024 International Shipping Forum”には、IMO（国際海事機関）のドミンゲス事務局長が基調講演を行った他、規制遵守、海事人材確保、脱炭素化および海事セキュリティといった重要な諸問題が議論のテーマとなった。

次回第 35 回総会は、定款の定め（議長回り持ち）によりクック諸島船協の主催によりクック諸島の首都ラロトンガで開催予定となっている。

第 34 回 ASA 総会：[プレスリリース](#)

3・2・2 ASA 会長会議

ASA 加盟船協会長で構成される ASA 会長会議は、2025 年 5 月 26 日（第 34 回総会と併催、於：ジャカルタ）および同年 10 月 17 日（於：クアラルンプール）に夫々開催された。5 月の第 36 回会長会議では、2024 年決算を了承するとともに、ASA 正会員・賛助会員数の増加に向け、既存のメンバー船協が協力していくことを確認。ASA 事務局長問題については、ASA の価値向上・事業効率性・継続性の確保のために常勤事務局長が必要とする意見と、ASA 財政の持続性確保やメンバー間の責任分担公平性確保の観点から輪番制事務局長を求める意見で議論は平行した。

そのような状況の中で行われた同年 10 月の第 37 回会長会議では、現事務局長の退任を受け、議長国のクック諸島船協（CISOA）が暫定事務局長に就任することで合意。さらに、同就任は事務局長退任後の業務継続・安定性確保を目的としたものであって、幅広く業務を引き受けるものではなく、今後の ASA 事務局体制（governance）の検討は新事務局長の下で行うことや、暫定事務局長引き受けはあくまでも ASA 活動の維持と新体制への円滑な引継を確保するものであることが確認された。

3・2・3 各委員会における活動状況

1. 海運政策委員会（SPC）中間会合

当協会加藤副会長（当時）が委員長を務める SPC の第 39 回中間会合が香港海事週間に合わせ、2025 年 11 月 18 日に同地で開催された

同会合では、世界海運評議会（WSC）が、米国通商代表部の通商法 301 条に基づく対抗措置や、「アメリカ海事産業の主導権の回復」と題する大統領令、そして SHIPS for America Act など最近の米国海事政策の動向について報告。世界中で経済的対立が激化し、保護主義や一国主義が台頭する中、ASA が引き続き自由貿易・公正な競争・市場アクセスの原則を

支持していくことの重要性を再確認した。また、海運の脱炭素化については、2050年頃までに海運業界の脱炭素化を実現させるためには、国際的な環境規制が不可欠であるところ、将来的な国際規制を巡り不透明な情勢が長期化する中、IMOにおける今後の展望を中心に意見交換を行った。また、独禁法適用除外制度については、EUや英国が同制度を廃止したものの、定期船業界の健全な発展や定期サービスの維持・向上に同制度が必要不可欠との従来からの方針の下、世界中の国々で同制度が維持されるべく必要な措置を講じていくことを確認。運河問題については、ASAが業界の意見形成に主導的な役割を担うことや、両運河庁との定期対話の確立を目指すこととなった。

第39回中間会合：プレスリリース

2. 船員委員会（SC）中間会合

2025年4月10日にオンラインで開催された第31回SC中間会合では、STCW条約の包括的見直しや、代替燃料や新技術を使用する際の船員訓練要件に関する共通ガイドライン、海上犯罪の容疑で拘束されている船員の公正な扱いに関するガイドライン等の諸案件について意見交換を行った。拿捕されたGalaxy Leader号の乗組員17名が2025年1月22日に解放されたことについては、人質解放に尽力した関係者に敬意を表し、その上で、紅海や黒海周辺など世界各地の紛争によって世界の船員は依然危機に晒され続けているため、常に状況を注視し、本議題は常時優先課題として取り組みを続けるべきとの認識が共有された。

3. 船舶保険・法務委員会（SILC）中間会合

第31回SILC中間会合が2025年11月19日に香港で開催され、日本、韓国、中国、香港、アセアン、クック諸島の各船協の他、国際海運会議所（ICS）や国際P&Iグループ（IG）等が出席した。会合では、船主責任制限制度に関し、海事債権責任制限条約（76/96 LLMC）成立までの歴史的経緯とともに、制限債権に係る留保条項（同条約第18条）の解釈が焦点となったStar Centurion号事件や、傭船者が船主に対して求める責任制限が可能な債権（同条約第2条）を検討したMSC Flaminia号事件等の判例に留意した。さらに、を解説。また、出席者からはILOとIMOが今年採択した「犯罪容疑で拘留された船員に対する公正な処遇についてのガイドライン」の有用性が強調され、ASAとして各利害関係者に同ガイドラインの普及を呼びかけていくことが確認された。

第31回中間会合：プレスリリース

4. 航行安全・環境委員会（SNEC）中間会合

（2025年度中にSNEC中間会合は開催されていない）

5. シップリサイクリング委員会（SRC）中間会合

第 28 回 SRC 中間会合は 2025 年 4 月 10 日にオンラインで開催され、日本、中国、香港、アセアンの各船協が出席した。香港条約が 2025 年 6 月に発効するところ、ASA は従前同様、アジア船主に対して適合ヤードの優先的な利用を促すとともに、解撤国に対しては香港条約要件に適合するヤードの整備を通じた条約発効への適切な準備を求めて行くこと等を確認した他、香港条約およびバーゼル条約の二重適用問題や地域規制問題等についても意見交換を行った。

以上